

2020年9月15日

## 第6回性犯罪に関する刑事法検討会への意見

検討会委員 武蔵野大学 小西聖子

第6回検討会に出席できませんので、当日の論点の一つである性的な盗撮、とりわけスマートフォン等による性的姿態の同意のない撮影についての臨床での実態にもとづき意見を述べます。

ここ数年、性犯罪、性暴力被害で、同意のないまま、加害者にスマホで映像を撮影され、そのことが、被害者が被害を相談したり、警察に届けたり、あるいは民事で訴えたりする妨げとなり、また精神的回復を遅らせる一因となっている事例を複数経験しており、増加していると感じます。以下個人が特定されない範囲で、臨床、鑑定経験の中から紹介します。

(具体的事例4例を紹介)

私の臨床は、性的被害にあって、その後具合が悪くなり、通学や就業など普通の生活が

できなくなったために来られる患者さんがほとんどですが、性被害にもスマホが使われるようになっており、同意のない撮影をし、それを SNS 上にアップするかもしれないという恐怖を与え、相手を黙らせる、脅かす手段として使われる例が増えていると感じています。被害者にとって、性的被害そのものもトラウマとなるような体験です。そのうえ、映像を撮られたことは、とても恥ずかしいことであり、かつ怖いことであるため、余計人に相談しにくくなります。

また、画像を取り戻す交渉をしている被害者の方もいますが、医師として横から見ていると、多くの手続きがあり、弁護士の協力があっても、遅々として進まず、法的にも大変な作業であるのが伝わってきます。PTSD 等で具合の悪い被害者がこのようなことも抱えるのは、大変で、具合が悪くなって作業が中断する人もいます。

このような経験から、性的姿態の同意のない撮影と、同意のないままのネット上への公表や譲渡、そのほかの利用については、性犯罪の一つとして扱っていただきたいと思っています。またその消去や返却がより迅速に行えるような法整備も求めます。